



# あじさい 171号

## 令和6年度定期総会開催!

### もくじ

- 令和6年度総会報告
  - ・理事長のお話
  - ・「親なきあとのリアル」
  - ・アンケートより
- 育成会 ing
  - 運動会・全国大会のご案内
- その保険どう使われてる?
  - 生活サポート総合保障制度
- お知らせ

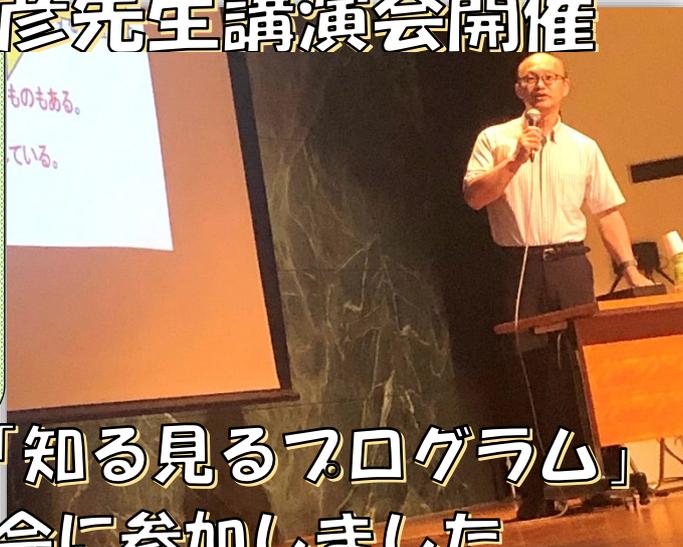


令和6年度定期総会が6月29日に浦上駅前ふれあいセンターにて開催されました。  
P2~P4に関連記事

ながさき知的障害児者生活

サポート協会主催事業として鳥取大学教授の井上雅彦先生をお招きし「障害特性とどう付き合う?」というテーマで講演会を開催しました。年間500件もの相談に当たられているという先生に障害特性の捉え方や対応、大人になったら重要なスキルなどをユーモアを交えて分かりやすく話していただきました。

## 井上雅彦先生講演会開催



## 県育成会「知る見るプログラム」 研修会に参加しました



県育成会「みんなで知る見るプログラム」研修会が7月13, 14日諫早青少年自然の家で行われ、長崎市から本人12名、支援者6名が参加しました。1泊2日で様々なワークショップやレクレーションで交流しました。

FICS 新聞に関連記事

# 令和6年度定期総会が開催されました

6月29日(土) 13:00より浦上駅前ふれあいセンター3階にて長崎市手をつなぐ育成会の令和6年度定期総会が開催され、今年度も会員(保護者)のみの参加での実施となりました。理事長の挨拶の後、令和5年度の啓発事業の報告と6年度の予定について局長から報告がありました。



## 総会挨拶より

令和5年2月にスタートした基幹相談支援センターは市内の委託相談支援事業所の皆さんのお力を借りて取り組みを進めてきましたが、今年度からは、念願の専従の職員も入り、育成会としてどうにか一人歩きが出来る体制がとれました。今年度には地域生活支援拠点も整備するという長崎市の意向もふまえて、日常の心配事も具体的に解決できるシステム(制度)が現実のこととなっていくのではないかと期待しています。

さて、今年度は報酬改定も含めて様々な総合支援法の改正が行われます。今回の改正で、児童発達支援センターに専門性の高いスーパーバイズができるようなレベルが求められることになりました。また、国は入所施設や病院からの地域移行を変わらず進めています。グループホームは入所施設からの地域移行先として重要な社会資源でした。今後も本人たちの希望を優先して考え、グループホームも終の棲家ではなく、希望すれば地域で一人暮らしやパートナーとの暮らしを支援してもらえるシステムとなるようです。つまり通過型のグループホームという考え方なのですが、これまでのグループホームのあり方がなくなるわけではなく、障害のある方たちの意思を尊重して選べるということになります。この場合、一人暮らしができるかできないかではなく、したいかしたくないかという視点が大事ようです。ただ、現実的に、一人暮らしの支援体制が整うかという、根本的な人材不足などの課題もあり、理想と現実の狭間は大きいようです。事業所等のモニタリングには必ず本人を交えて行うということがあげられています。知的障害のある人たちは聞いても分からないからと考えてしまいがちですが、親さんも含めた支援者は彼らの思いを想像力もって受け入れ、彼らの人権を守っていくことに繋げていければいいと思います。他には、強度行動障害の方の支援の充実など、意思決定支援の考え方を中心に法律の改正は進んでいくようです。

## 社会福祉法人 長崎市手をつなぐ育成会 令和6年度 定期総会



後半は当会の相談支援事業いんくるの松下所長と今年度より大橋本部内に事務所を構え本格始動した長崎市障害者基幹相談支援センターの神林所長を迎え、「親なきあとのリアル～相談支援の立場から～」と題し、これまでに多くの相談を受けてこられた経験の中から「親なきあと」について私たち親が知っておくべきことや備えておくべきことなど、事例を交えながら分かりやすくお話しいただきました。会場には50名ほどが集まり、お二人のお話に熱心に耳を傾けられていました。



お話しされる松下所長(左)と神林所長(右)

### いんくると基幹相談支援センターの違い

「いんくるは個人の相談を受け、基幹相談支援センターは事業所からの相談を受けています。現在基幹センターでは障害のある人が緊急時にスムーズに受け入れができるような体制作りに取り組んでいます。」

こちらで19の質問を用意し、時には実際にあった事例を交えながら丁寧に答えていただきました。やり取りをいくつかご紹介します。

Q:「親なきあと」についての相談にはどんなものがある？

A:どこに住めばいいのか、年金で生活できるのか、他の人はどうしているのか、「親なきあと」の準備はいつからすればいいのか、65歳になったら介護保険に移行しないといけないのか、将来に向け短期入所で体験をしたいと思っているが、本人が行きたがらないなどの声があります。

Q:お母さんなき後、お父さんが困ることはなに？

A:「本人の特性が理解できていないため、接し方が分からない」「(娘に)何を着せていいか分からない」「相談できる人が身近にいない」「子どもが落ち着いていると放任してしまう」「持病や病歴、かかりつけの病院などが分からない」「体調の変化に気づきにくい」「この先老いていくわが子がイメージできない」などがあります。

Q:お父さんなき後、お母さんが困ることはなに？

A:「お母さんが車の運転ができず、これまでできていた通院や送迎ができなくなる」「力のいる介助に困る」「精神的な支えがなくなり、心細い」などがあります。

Q:ひとりっ子に起こりうる困りごとは？

A:障害のある本人が契約を結べないため、それを今後誰がするのか、金銭は誰が管理するのかなどが課題となります。親族の協力が得られない場合は成年後見制度などの事前の準備が必要です。

Q:定例会で「親心の記録(支援者に宛てた記録)」に取り組んだが、私たち親が事前に準備しておくべきことは？

A:何かあれば近所の〇〇さんの家に行くと言われていた障害のある人が、お母さんが倒れた際に教えどおりの行動ができた例があります。緊急時に備え、誰に連絡するか、書類や薬の置き場所など家族に分かるようにしておきましょう。また高齢の親が体調を崩す前に包括支援センターなどにつながればその後の選択肢も広がるので、子どもの将来と同じくらい自分の将来も大切に、そして他の家族もモニタリングに同席し支援者とつながったり近所づきあいをし、本人に関わる人を増やしておくことなどが大切だと思います。

Q:支援者にできること、できないことは？

A:今は何事にも本人の意思確認が必要です。第3者の支援者には何かを決めることはできません。できるのは本人や家族が決定したことへのサポートです。親なきあとどこに住むのか、お金は誰が管理するのかなど文字に残しておくことが大切です。

Q:成年後見人って必要なの？

A:きょうだいや親族の協力を得られない場合は検討したほうがいいと思います。報酬の負担はありますが、報酬は家庭裁判所が生活に困らない額を決めるので、後見人を付けたら生活できないということはありません。先ず成年後見制度の情報を集め、自分たちに必要かどうか考えてみてください。

### 成年後見制度の今後

成年後見制度については全国手をつなぐ育成会連合会が国への働きかけを続け、大きく見直されようとしている最中です。かねてより課題として上がっていた「一度使うと止められない」「後見人の変更ができない」「財産管理はしてくれても身上保護が不十分」「専門職が後見人になると報酬が高い」などが改善に向けて議論が進められています。早ければ2028年には新しい成年後見制度がスタートすると言われており、そうなる私たちにとってもっと身近で使いやすい制度になることが期待されます。

成年後見制度の必要性については家庭の状況で違いがあり、きょうだいや親族の協力が得られないようであれば検討したほうがよいというお話でした。現在育成会のグループホーム・ケアホーム入居者73名中11名が制度を利用されているそうです。また遺産相続分割協議や相続放棄など相続の時には必要になるそうです。

#### Q:親が今のうちにしたほうがいいのかい備えとは？

緊急で短期入所を使うことになった場合、短期入所の利用には区分をとる必要があり、申請にかかりつけ医の意見書をもらい区分が下るのにも1~2か月かかるので区分をとっておくことは大事です。また短期入所の空きがなかったり、コロナなどで受け入れ停止になることもあります。家族・親戚の協力が得られるようにするな福祉サービス以外の選択肢を増やしておくことも大切です。 松下所長

緊急時を想定し、こうなったらこうすると普段から家族で話しあっておくことが大切です。話し合うことで本人、親、きょうだいの思いを知ることができます。「親なきあと」は大切なことなので簡単には決められませんが、どのような方法があるのかを知り、どのような選択をしたいのかを考えながら将来をイメージすることは本人のこころの準備にもつながると思います。 神林所長

「親なきあとのリアル」と題し実施した今年のお話は「分かりやすかった」と好評でした。「今後もこのテーマを続けてほしい」との声もありました。

### アンケートより

今年は総会のあり方についてご意見をお聞きしました。来賓や本人については参加しなくてもいい、どちらでもいいという意見が多かったですが、職員の参加に関しては参加したほうがいいのかという声が多くありました。

#### 今年の総会について

- ・舞台と客席が近くてよかった。
- ・担当されてきた職員さんの具体的な体験談を聞いてよかった。
- ・「親なきあと」という言葉を耳にすることが多くなり、身につまされる。兄が離れたところにいるためなかなか本人についての話が進まない。今日の話で動き出さなくてはと思った。
- ・若くてもそうでなくても親なきあとのことは心配だが、まだ何も取り組んでいないので親心の記録を付けようと思う。
- ・具体的な行動を起こしていないので、まずはこれからのことを考えて整理することから始めたい。
- ・今日のように親なきあとのリアルなことをもっと聞かせてほしい。

&lt; 育成会 ING &gt;

## 育成会運動会のお知らせ

育成会事業所をご利用の方にはすでに事業所を通じて案内が配布されていますが、長崎市手をつなぐ育成会では令和6年度の運動会を開催します。昨年は市民会館の体育室をお借りして半日で実施しましたが、今年は県立体育館で競技数は減っていますが、午後からも競技を行います。保護者の参加できる競技もありますので、ぜひご家族のみなさんも参加ください。

### 令和6年度運動会

日時: 令和6年9月14日(土)9:30集合、10:00~14:00

場所: 長崎県立体育館メインアリーナ

参加を希望される方は全員参加の「となりにハイ!」と右の表からもう1種目を選んでご連絡ください。また、玉入れには保護者のみなさんも参加できます。お弁当の注文も受け付けます。

8/13(金)までにお申し込みください。

お問合せ・お申し込みは啓発事業部 TEL095-845-5677 まで

	種 目
1	徒競走
2	運命ゲーム
3	つなひき
4	玉入れ
5	紅白リレー
6	となりにハイ! (全員参加競技)



## 育成会全国大会のお知らせ

今年度の全国手をつなぐ育成会連合会全国大会は以下の日程で秋田県にて開催されます。今回は長崎県育成会も長崎市育成会もツアーは組んでおりません。参加される場合は交通機関の手配、宿泊予約などすべて個人でのお申し込みとなりますのでご了承ください。(職員の同行もありません)

日時: 令和6年10月12日(土)・13日(日)

会場: あきた芸術劇場「ミルハス」、秋田市文化創造館、秋田キャッスルホテル等

家族・支援者大会 / 本人大会

10月12日 12:00受付開始 分科会・懇親会 / 本人大会分科会またはバスツアー・交流会

10月13日 8:30受付 大会式典・シンポジウム / 全体会またはともだちの会

秋田大会の詳細い内容のお問合せや申し込み用紙が欲しい方は

啓発事業部 TEL095-845-5677まで

# その保険 どう使われている？

広報あじさい 159号で、長崎市手をつなぐ育成会が「ながさき知的障害児者生活サポート協会」として取り次ぎをしている『生活サポート総合保障制度』の2020年の請求件数と支払保険金の状況についてJIC九州様より資料をいただき報告させていただきましたが、今回2023年度の「請求件数と支払保険金」に関する資料をいただきましたので、報告させていただきます。

ながさき生活サポート総合保障制度 2023年度請求件数と支払い保険金の状況

補償内容	補償項目	件数	支払保険金合計(円)
病気やけがで入院した時の補償 (入院給付金)	付添介護	110	6,320,000
	差額ベッド費用	40	1,002,000
	入院諸費用	174	2,306,000
	入院一時金	169	979,000
他人に損害を与えた時の補償	個人賠償	60	6,146,775
傷害(ケガ)をした時の補償	傷害死亡・後遺	1	100,000
	傷害入院	10	933,000
	傷害通院	38	524,500
病気で死亡した時の補償	葬祭費用	10	1,000,000
合 計			19,311,275

(加入者数 1,562名)

上記の表は2023年度の保険の請求件数とその金額をまとめたものです。例年通り付添介護に支払われた保険金が項目別では最も大きく、病気やケガで入院したときの補償が前回紹介した2020年と比べると660万円から1,060万円まで増えており、契約者数が100名増えたとはいえ、重度高齢化の影響を考えずにはられません。また、個人賠償責任補償の支払いは事故件数も増加し、物価高の影響もあり1件当りの支払い保険金額も増加しており、支払い保険総額は昨年の4倍となっているそうです。

## 損害対象物上位3つ

➤ ①壁(14件) 1件あたり平均約280,000円

➤ ②ドア・扉(10件) 1件あたり平均約400,000円

➤ ③ガラス(9件) 1件あたり平均約26,000円

### 個人賠償責任補償とは…

日常生活中、偶然な事故により他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合の補償

### 個人賠償責任補償の支払い最高額は…

施設内でパニックとなり、複数個所の壁、ドアを破損した事故で、約120万円の保険金が支払われました。ドアに関しては一度の請求額が高額となりやすい傾向があります。

上記以外に、施設内でパニックになり停めてあった他事業所の車両後部ドアを蹴り破損させた例(約

13万円)や、施設内で利用者が利用者を突き飛ばし転倒させ、後頭部を負傷させた例(約5万円)、就労先で会社のパソコンを作業中強く閉じたことで破損した例(約4万円)などもあります。また、生活サポート総合保障制度の事例ではありませんが、男子小学生が夜間自転車で走行中、歩道と車道の区別がつかない道路で60代の女性と正面衝突し、女性は頭がい骨骨折等の損傷を負い意識が戻らない状態になりました。この事例には9,521万円の支払い命令が下りています。

知的障害のある人の中には心身の不調をうまく伝えられなかったり、感覚が鈍く痛みを感じにくい人も多く、病気の発見が遅れたり重篤化しやすい傾向があるとも言われます。またいざ知的障害のある人が入院となれば付き添いを求められることもあります。前ページの表からも分かるように付き添い介護の費用に多くの保険金が使われています。加えて、思いが伝わらない苛立ちや感覚過敏から来る苦しさから人や物に手が出る人もいます。「生活サポート総合保障制度」は入院やケガの補償、個人賠償の補償など、大切なお子さんをしっかりと守り、日常生活を安心して過ごすことができる制度です。



## 活用しよう! 「投票支援カード」

今年の2月に行われた「障害者に配慮した模擬選挙」について、広報169号でもお伝えしましたが、この時に実際に利用されていた「投票支援カード」が次回の選挙より本格導入されます。

「投票支援カード」は投票所で代理投票などの支援が必要な人が予め記入しておき、投票に持参することで、投票所の選挙人がよりスムーズに支援できるようにするものです。その場で説明する必要がないので、伝えるのが苦手な人にも役に立つものです。早速次の選挙で利用してみませんか?

### 【利用方法】

①長崎市選挙管理委員会事務局ホームページより「投票支援カード」を印刷する。

長崎市 投票支援カード



検索

②必要事項を記入する。

⇒右の図のしてほしいことにレ(チェック)を入れるだけ!

③投票所(期日前投票所含む)に持参し、投票所入場券(ハガキ)といっしょに係員に提出する。

- わたし どうひょう てつづ ねが  
★私は投票をしたいので、手続きをお願いします。
- あなたがしてほしいことは何ですか?
- どうひょうようし か か  
 投票用紙に代わりに書いてほしい。
- コミュニケーションボードを使ってほしい。
- どうひょうじょない あんない ゆうどう  
 投票所内を案内(誘導)してほしい。
- こうほしゃめい よ  
 候補者名を読んでほしい。
- こうほしゃめい か かみ めいし み か  
 候補者名を書いた紙や名刺を見て書いてほしい。
- そのほかに手伝ってほしいことがある。

# おしらせ

## フラワーアレンジメント・書道

フラワーは第2、第4土曜日の10:30、書道は第4土曜日の13:00から実施中です！  
フラワーは1回1400円、書道は1回500円です。



## 8月の定例会

日時：8月19日（月）10:00～12:00 「長崎市権利擁護・成年後見支援センター開所！！」  
今年4月に開所された上記センターより来ていただき、業務の内容やどのようなサポートをしていただけるかお話を伺います。

生活支援センター会議室（大橋）

定例会へのお申し込み、お問い合わせは啓発事務局 TEL845-5677 まで

## 8. 9月の本人活動「スマイルくらぶ」の予定

- |  |   |
|--|---|
| ●8/4(日)「ピザトースト作り」<br>9:30～14:30,参加費500円+実費           | ●9/1(日)「白玉スイーツ作り」<br>9:30～14:30,参加費500円+実費        |
| ●8/10(土)「ゲーム&フラワーアレンジメント」<br>9:30～14:30,参加費600円+実費   | ●9/8(日)「パンケーキランチ作り」<br>9:30～14:30,参加費500円+実費      |
| ※フラワーのみ 10:30～11:30,参加費400円+実費                       | ●9/15(日)「ゲーム」<br>13:00～15:00,参加費300円+実費           |
| ●8/11(日)「冷やし中華作り」<br>9:30～14:30,参加費500円+実費           | ●9/16(月・祝)「焼肉ランチ作り」<br>9:30～14:30,参加費500円+実費      |
| ●8/12(月・祝)「カラオケ・DVD鑑賞」<br>9:30～14:30,参加費500円+実費      | ●9/22(日)「東彼杵散策（そのぎの荘）②」<br>9:30～15:30,参加費600円+実費  |
| ●8/18(日)「フルーツポンチ作り」<br>13:00～15:00,参加費300円+実費        | ●9/23(月・祝)「映画」<br>9:30～14:30,参加費500円+実費           |
| ●8/24(土)「フラワーアレンジメント&書道」<br>9:30～14:30,参加費ひとり800円+実費 | ●9/28(土)「フラワーアレンジメントのみ」<br>10:30～11:30,参加費400円+実費 |
| ※フラワーのみ 10:30～11:30,参加費400円+実費                       | ●9/29(日)「ペンギン水族館」<br>9:30～14:30,参加費500円+実費        |
| ※書道のみ 13:00～14:00,参加費500円                            |   |

★各活動には定員があります。お申し込み、お問い合わせは啓発事務局まで

☎ 095-845-5677

メール登録いただければ定期的にご案内をお送りします。お申し込みや確認も便利です。

timecare@nagasaki-shi-ikuseikai.jp